

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター



1 基本情報

所 在 地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			出資等の状況	第1位	千円（ ）	
代 表 者	理事長 三輪 佳久	設 立	平成12年4月27日		第2位	千円（ ）	
電 話	022-301-7840	ファックス	左記同		第3位	千円（ ）	
団体分類	自立支援団体	県主務課	環境生活部 共同参画社会推進課		第4位	千円（ ）	
県出資額・割合	0 千円 ()	ホームページ	https://www.miyagivsc.jp		第5位	千円（ ）	
設立目的 (定款等)	事件・事故、災害、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害回復及び軽減に資することを目的とする。				その他	千円（ ）	
					出資等総額	0 千円	

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
事業1	性暴力被害相談事業	18,417 (54.3%)	18,660 (53.8%)	27,103 (61.6%)	性暴力被害に遭われた方及びその家族等からの電話相談及びこれに付随した医療機関や弁護士相談等への付添い支援
事業2	その他の相談事業	15,495 (45.7%)	16,039 (46.2%)	16,887 (38.4%)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項に規定する事業等
事業3		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		33,912	34,699	43,990	指定管理者

3 令和7年度の公社等の取組目標

①公益的使命、役割等に関すること	②組織運営の健全性に関すること	③財務の健全性に関すること
創設25周年を迎え、活動状況の検証や見直しを行うとともに、国の犯罪被害者等基本計画への参画、犯罪被害者等支援条例施行の市町村等と連携した支援活動など、公益的使命の実践を図る。	職員等の育成の充実・強化や業務管理システムの運用等業務の適正化、効率化を促進する。また、個人情報等の適切な取扱いや情報公開への対応等透明性の確保に努め、組織運営の健全性を図る。	会員の獲得、寄付型自動販売機の増設等自主財源の確保に努めるとともに、策定した「中期収支計画表」や委嘱の公認会計士からの助言に基づいた予算執行など、財務の健全性を図る。

4 令和7年度の達成状況及び評価

項目	達成状況	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
①公益的使命、役割等に関すること	○リーフレット、パンフレット等 13,350部作成 ○バス広告 300台実施 ○相談等取扱件数 1,029件	リーフレットを公共的施設への配架、仙台市一番町アーケードでの街頭バレード・キャンペーン及び県内一円でのバス広告の実施により、4年続けての1,000件を超える相談取扱件数となった。	犯罪被害者等の支援に向け、リーフレット作成等により法人の更なる認知度向上を進めた。また、多様な相談方法の提供により、近年は取扱件数が1,000件を超えている。引き続き、犯罪被害者等に寄り添った支援により信頼される団体としての運営が期待される。	A
②組織運営の健全性に関すること	○立入検査での指摘事項の改善 ○情報公開資料の整備、公開	公益法人認定法等関係法律・規則に基づく遵守事項の遵守、報告の履行、立入検査や監査での指摘事項の改善・改良を実践し、HPIに事業活動やプライバシーポリシー、情報公開資料を掲載している。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていると評価できる。 また、DX推進に向け担当者を配置しており、法人のDX推進に向けた検討や、公益通報者保護法への対応など、より一層の組織運営の充実が期待される。	
③財務の健全性に関すること	○新規会員27会員獲得 ○被害者支援商品販売企業5企業 ○特定資産管理規程の制定 ○旅費規程の改正	会員の獲得、寄付型自動販売機の増設、被害者支援商品の売上金の寄付等財政基盤の安定化を図るとともに、公認会計士の指導・助言による財務の健全性や適正な会計処理に当たっている。	会員確保や業務効率化を進めているほか、公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が3期連続黒字であり、財務の健全性が窺える。 被害者支援商品といった健全化に向けた更なる活動もあり、引き続き、中長期を見据え、安定的に経営していくことが期待される。	
総合評価・今後の方向性と課題		当期経常収益は6年続けて増額し当期経常増減額も黒字だった。新たに被害者支援商品の販売方式を確立させ、今後も同商品の拡大を図る。また、2名の相談員を新規採用するなど、体制の整備に努めた。令和8年度からはオンラインによる面接相談、社会福祉士による生活支援を実施する。	相談環境の整備や法人の更なる認知度向上を進めながら、組織運営及び財務の健全化に取り組んでいるものと考えられる。犯罪被害者等支援条例の施行により、犯罪被害者等に寄り添った支援の重要性が高まっている中、引き続き充実した体制を維持し、適切な支援がなされるよう、必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1 上記の「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位:千円）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
貸借対照表	資産合計	40,998	41,524	52,460	10,936
	流動資産	16,457	17,629	19,177	1,548
	固定資産	24,541	23,895	33,283	9,388
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	1,368	867	977	110
	流動負債	1,368	867	977	110
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	39,630	40,657	51,483	10,826
正味財産増減計算書	指定正味財産	20,000	20,000	20,000	0
	一般正味財産	19,630	20,657	31,483	10,826
	経常収益	37,792	38,724	48,206	9,482
	うち事業収益	18,987	19,365	29,708	10,343
	経常費用	36,891	37,697	47,380	9,683
	うち管理費	2,978	2,997	3,390	393
	評価損益等調整前当期経常増減額	901	1,027	826	△ 201
	当期経常増減額	901	1,027	826	△ 201
	経常外収益	2,160	0	10,000	10,000
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	2,160	0	10,000	10,000
	当期一般正味財産増減額	△ 16,939	1,027	10,826	9,799
県の財政的関与	当期指定正味財産増減額	20,000	0	0	0
	当期正味財産増減額	3,061	1,027	10,826	9,799
	補助金	3,600	3,600	3,600	0
	委託金 ※2	18,417	18,660	27,103	8,443
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	22,017	22,260	30,703	8,443
	総収入 ※3	39,952	38,724	58,206	19,482
	総収入に対する補助金等割合	55.1%	57.5%	52.7%	
	新規貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体が利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	96.7%	97.9%	98.1%	0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1203.0%	2033.3%	1962.8%	-70.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	2.4%	2.7%	1.7%	-1.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	7.9%	7.7%	7.0%	-0.7%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (6月末現在)	令和7年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤（うち県退職者）	1（ 1 ）	1（ 1 ）	1（ 1 ）	常勤役員				
	非常勤（うち県退職者）	16（ 2 ）	16（ 2 ）	16（ 1 ）	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
職員	常勤職員（※4）	4	5	5	平均年収 （千円）	出資割合25％未 満のため非公開			
	プロパー職員	1	3	3					
	県退職者	3	2	2	常勤職員（プロパー）				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	65.3			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 （千円）	出資割合25％未 満のため非公開			
	上記以外の職員（※5）	24	26	26					
障害者雇用の状況（※6）		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。 ②周知していない。
			① 1 ② 0
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。 ②登用していない。
			① 1 ② 0
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。 ②行っていない。
			① 1 ② 0
		D X推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓D Xについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。 ②設置又は配置していない。
			① 1 ② 0
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備 ②8項目未満整備
			1 0
		就業規則	■
		役員報酬規程	■
		職務分掌規程	■
		会計規程	■
		契約規程	□
		決裁規程	□
		給与規程	■
		退職手当規程	□
		施設等管理規程	□
		業務継続計画（BCP）	□
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。 ②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。 ③公認会計士・税理士による関与はない。
			② 2 ① 1 ③ 0
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。 ②整備していない。
			① 1 ② 0

No.	項目	評価内容		評価			
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法・法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	2		
			②下記のうち、6項目未満（会社法・法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1			
			③ホームページで公開していない。	0			
			定款（寄附行為）	■			
			役員等名簿	■			
			事業計画書	■			
			収支予算書	■			
			事業（営業）報告書	■			
			収支計算書	■			
			貸借対照表	■			
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■			
			財産目録	■			
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□			
			役員の報酬・退職金に関する規定	■			
			コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。		2	1
				②1～2項目実施している。		1	
				③実施していない。		0	
				○コンプライアンスに関する規程を整備している。		■	
	○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□					
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■					
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□					
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□					
	合計（12点満点）				10		

組織運営の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
職員等の育成の充実・強化や業務管理システムの運用等業務の適正化、効率化を促進する。また、個人情報の適切な取扱いや情報公開への対応等透明性の確保に努め、組織運営の健全性を図る。	○立入検査での指摘事項の改善 ○情報公開資料の整備、公開	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
公益法人認定法等関係法律・規則に基づく遵守事項の遵守、報告の履行、立入検査や監査での指摘事項の改善・改良を実践し、HPに事業活動やプライバシーポリシー、情報公開資料を掲載している。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていると評価できる。また、DX推進に向け担当者を配置しており、法人のDX推進に向けた検討や、公益通報者保護法への対応など、より一層の組織運営の充実が期待される。	A

＜参考指標＞

合計点が
 9～12点の場合：A（概ね良好）
 6～8点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性	経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-（事業費＋管理費）	① 3期連続黒字（増加）	③	3
			② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③ 当期赤字（減少）かつ 1期黒字（増加）	1	
			④ 3期連続赤字（減少）	0	
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加） ② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加） ③ 当期赤字（減少）かつ 1期黒字（増加） ④ 3期連続赤字（減少）	③	3	
			2		
			1		
			0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期≧ 0（累積欠損金なし） ② 当期< 0（累積欠損金あり）	②	2	
			0		
2	安全性	財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産（自己資本）比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	① 当期≧ 3 0 %	②	2
			② 当期< 3 0 %	0	
	借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金＋長期借入金）÷資産合計 ×100	① 当期≦正味財産（自己資本）比率、借入金なし ② 当期>正味財産（自己資本）比率	①	1	
			0		
	十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	① 当期≧ 1 0 0 % ② 当期< 1 0 0 %	①	1	
			0		
合計（12点満点）				12	

財務の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
会員の獲得、寄付型自動販売機の増設等自主財源の確保に努めるとともに、策定した「中期収支計画表」や委嘱の公認会計士からの助言に基づいた予算執行など、財務の健全性を図る。	○新規会員277会員獲得 ○被害者支援商品販売企業5企業 ○特定資産管理規程の制定 ○旅費規程の改正	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
会員の獲得、寄付型自動販売機の増設、被害者支援商品の売上金の寄付等財政基盤の安定化を図るとともに、公認会計士の指導・助言による財務の健全性や適正な会計処理に当たっている。	会員確保や業務効率化を進めているほか、公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が3期連続黒字であり、財務の健全性が視える。 被害者支援商品といった健全化に向けた更なる活動もあり、引き続き、中長期を見据え、安定的に経営していくことが期待される。	A

<参考指標>

合計点が
 10～12点の場合：A（概ね良好）
 6～9点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）